

令和4年度 沖縄県観光産業実態調査事業応募要領

1. 事業目的

本県のリーディング産業である観光産業の持続的発展を図るため、第6次観光振興基本計画で設定している観光関連事業者に関わる成果指標（KPI）のモニタリングや観光産業と農林水産業などの他産業との連携強化に繋がる施策の立案に資する調査を実施することを目的とする。

2. 事業概要

観光事業者を対象としたアンケート調査及びヒアリング調査（抽出）を実施し、観光産業から随時情報収集できる体制を構築するとともに、観光産業の現状と課題について把握し、より実状に沿った施策立案の基礎資料とする。

3. 委託業務の内容

- (1) 委託業務名： 令和4年度沖縄県観光産業実態調査事業
- (2) 委託期間： 契約の日から令和5年3月31日まで
- (3) 内容： 別添「企画提案仕様書」のとおり

4. 応募資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- (3) 沖縄県及び全国の観光産業について豊富な知識を有し、的確な分析等を行う能力があること。
- (4) 同種・類似業務の実績があり、適切かつ精度の高い統計調査を行う能力があること。
- (5) 今回の委託に際して、1名以上の専任担当者を割り当て十分な遂行体制がとれること。
- (6) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ①共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - ②共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(1)、(2)の要件を満たす者であること。
 - ③共同企業体を構成する事業者のいずれかが応募資格(3)、(4)の要件を満たす者であること。

5. 経費限度額

令和4年度提案額は7,443千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内とする。

※企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

6. 応募の方法

応募にあたっては、「企画提案仕様書」及び「応募申請書類等様式一覧」を参照の上、申請書類を作成し、下記により持参または郵送で提出すること。

なお、郵送の場合は簡易書留郵便とし、下記（２）の提出期限内に下記（３）の提出先に到達すること。

（１）応募書類

様式 1	企画提案応募申請書
様式 2	会社概要表（共同企業体の場合には、事業者ごとに作成）
様式 3	調査実績書（共同企業体の場合には、事業者ごとに作成）
様式 4	企画提案書（A4 用紙 12 枚以内。添付するファイル形式は問わない。）
様式 5	調査委託事業の執行体制
様式 6	調査委託事業の年間スケジュール表
様式 7	積算書
様式 8	誓約書（共同企業体の場合には、連名で作成）
様式 9	質問票
※	コンソーシアム協定書 共同企業体で応募する場合には、各構成員間で協定を締結し、その協定書を提出する。（なお、協定書の内容は、目的、名称、構成員の住所及び名称、共同企業体の代表者、代表者の権限、構成員の連帯責任、取引金融機関、瑕疵担保責任、協議事項等とする。）

（２）応募期限：令和 4 年 7 月 22 日（金） 12：00 必着

（３）提出先：沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課（担当：宮城）
〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（県庁 8 階）
電話：098-866-2763 FAX：098-866-2767
E-mail：aa081100@pref.okinawa.lg.jp

（４）提出部数：8 部（1 部は原本、残り 7 部は原本のコピーを提出）

（５）質問受付・回答

①受付：質問については、【様式 9】に記入の上、令和 4 年 7 月 15 日（金）12：00 までに観光政策課代表メール宛て提出すること。

aa081100@pref.okinawa.lg.jp

期限厳守のこと。電話による個別対応には原則行わない。

②回答：最終回答は、令和 4 年 7 月 19 日（火）を予定。質問に対する回答は観光政策課ホームページへ掲載する。

（６）共同企業体での応募

共同企業体での応募は、代表する事業者が行う。但し、【様式 2】及び【様式 3】については、事業者ごとに作成することとする。

7. 審査の実施

(1) 第一次審査（資格審査）

応募者が4社以上の場合は、審査方法を二段階方式とし第一次審査（書類審査）において3社に選定し、審査結果は、選定された者に対しては第二次審査（プレゼンテーション）の場所と時間を通知し、選定されなかった者に対しては結果のみを電話または電子メールもしくは文書により通知する。

結果通知日：令和4年7月27日（水）（予定）

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

選定委員会において総合的に審査し、最も優れた企画提案を行った者を委託予定事業者として選定する。（選定数1件）

プレゼンテーションにおける留意事項は、以下のとおりとする。

ア. 審査会場への入場者は2名以内とする。

イ. 審査においては、提出した企画提案書等について説明することとし、資料の追加は認めない。

①日時：令和4年7月29日（金）午前（予定）

②場所：沖縄県庁7階会議室（予定）

※留意事項：プレゼンテーションの時間枠については参加企業数によるので、一次審査結果通知と併せて通知するものとする。

(3) 審査基準

選定委員会での審査にあたっては、以下の事項について評価する。

ア. 事業の趣旨、目的を理解しているか。

イ. 確実に委託業務を遂行できる能力・体制を有しているか。

ウ. 合理的かつ具体性のある事業計画であるか。

エ. 統計調査・分析業務に関する実績を有しているか。

8. 選考結果の通知

最終選考結果は、令和4年8月上旬に第二次審査参加者全員にメール及び書面にて通知する。

※なお、結果についての異議申立て、質問等は受け付けない。

9. その他

(1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出書類等の作成及び上記「7. 審査の実施」の出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。

(3) 提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。

(4) 委託予定事業者の選定にあたっては、実績及び提案された内容を総合評価し決定する。このため、調査業務を実施するにあたっては県と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。

- (5) 1事業者（複数の事業体で事業を実施する場合は1共同企業体）あたり、提案は1件とする。
- (6) 契約手続に関する費用は、事業者負担とする。
- (7) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (8) 本委託業務は再委託が制限されている。別紙企画提案仕様書を確認すること。
- (9) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア. 提出期限（「6. 応募の方法」（2）応募期限）を過ぎて、提出書類が提出された場合
 - イ. 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ. 本要領に違反すると認められる場合
 - エ. 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - オ. その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (10) 企画競争実施の結果、契約を締結したとき、以下の項目について公表する。
 - 契約担当部局・課名、契約の名称、契約日、契約金額、契約履行期間、随意契約の根拠法令、契約の相手方の選定理由、契約の相手方の名称・住所、その他必要な事項

10. 問い合わせ先

沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課（担当：宮城）

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁8階）

電話：098-866-2763 FAX：098-866-2767 E-mail：aa081100@pref.okinawa.lg.jp